

(31) 選挙区別党派別候補者別得票数調

選挙区	定数	候補者数	自由民主党		日本社会党		日本共産党	
門司区	3	4	岡本 忠男	19,152	野原 正彦	16,584	ひさの精士	10,010
小倉北区	5	6	曾我 薫	15,275	うえじま一義	15,241	高曲 敏三	10,257
小倉南区	3	5	吉村 範真	17,136	なかすぎ芳夫	13,644	有馬 和子	9,897
若松区	2	4	横田初次郎	13,757	せらとしあき	5,492	高 智彦	12,842
八幡東区	3	4	かじのてるお	14,892			水町かつとし	10,321
八幡西区	5	8	住吉のりひこ	18,559	向坊 そめ	11,270	古賀のぶよし	13,494
			吉永やすと	15,975	矢野 齊士	8,140		
			計	34,534	計	19,410	計	13,494
戸畑区	2	5	藤田しげのり	7,938	じんや博文	10,292	たけだ真澄	4,685
東区	3	7	前田けんぎ	20,950	林 武彦	26,145		
博多区	3	6	井上まさみ	21,337	石橋としお	8,286		
中央区	3	3	はやま清蔵 しのだ栄太郎					
南区	4	5	高山 久生	23,401	はせべ忠士	22,091		
			江口 利雄	22,992				
			計	46,393				
西区	6	8	吉村剛太郎	28,131	大町たき子	20,298	ふじの達善	13,840
			田中 久也	29,129	山北しげき	17,533		
			計	57,260	計	37,831		
大牟田市三池郡	4	6	山中 孝助	20,781	はせ川為美	17,530	下川 忠範	11,210
			高岡 新	14,905	浦川 守	17,006		
			計	35,686	計	34,536		
久留米市	4	5	近藤 卓雄	18,475	とりごえ瑞益	17,763		
			原口 久人	26,617				
			中村 忠和	18,894				
			計	63,986				
直方市	1	1						
飯塚市	2	2			岡松 正人			
田川市	1	3	くが 誠	10,919	白石たかし	13,472	かくどう立身	12,023
柳川市	1	1						
甘木市	1	1	中島しげつぐ					
八女市	1	3	堀川 正通	13,802				
筑後市	1	3						
大川市	1	1						
行橋市	1	2			菅野 継延	14,692		
豊前市	1	2	後藤 保	13,410				

公明党	民社党	社会民主連合	諸派	無所属	計
いざわ国男 14,220					59,966
玉浦 峰治 14,005	山脇 昭 4,752			安枝 守太 18,274	77,804
まなべ政喜 12,273	近藤 義隆 17,085				70,035
				かじはら国弘 10,858	42,949
井上 寿昭 10,651	とよざわ一男 17,100				52,964
さこう大和 15,710	木原 昇 17,466			松田 英二 396	101,010
	河田 琢郎 8,723			まえはら敏男 4,807	36,445
				えがしら慶典13,378 ささき秀隆 12,408 ふじ友則昭 3,369 藤本 顕憲 6,467 高田とおる 3,031 計 38,653	85,748
今村 正元 14,445		山田 俊作 4,834	くろき一夫 15,456	新宮まつひこ12,964	77,322
吉永まさとし					無投票
鬼木まこと 17,430				河波虎之助 2,088	88,002
福島 悦治 26,144	大原たけし 16,518		浜 恵 19,730		171,323
	石橋 進 17,349				98,781
宮崎つよし 18,258					100,007
			坂口 勝弥		無投票
				三木 清	無投票
					36,414
			江上辰之助		無投票
					無投票
				山口 福次 1,455 中尾 直江 1,874 計 3,329	17,131
			諸藤 繁 5,685	くわの照史 9,970 牛島 巖 8,660 計 18,630	24,315
				田中 八郎	無投票
				井上 勝 16,323	31,015
			ももしまとしお1,835		15,245

選挙区	定数	候補者数	自由民主党	日本社会党	日本共産党
中間市	1	2		松岡 功道 12,307	
小郡市三井郡	1	2			
筑紫野市	1	3		木村 正剛 10,682	
春日市	1	2			
大野城市	1	1	井本 清助		
市部計			406,427	278,468	108,579
筑紫郡	1	1			
粕屋郡	3	5	水戸 正美 26,500	小西平太郎 23,330	
宗像郡	2	2		花田新太郎	
遠賀郡	2	2	浜中 茂足	すけのぶ幸雄	
鞍手郡	1	3	山本 義隆 18,911	林 ひろし 16,635	徳永 國光 1,547
嘉穂郡・山田市	3	3	大塚 純一 高橋 義治	井上 行光	
朝倉郡	1	1			
糸島郡	1	2			
浮羽郡	1	1			
三潞郡	1	2			
八女郡	1	1	樋口 正通		
山門郡	2	5	梅野 茂芳 10,017		
田川郡	2	4	畠中 仁 15,050	中村 邦臣 18,521	
京都郡	1	1			
築上郡	1	1			
郡部計			70,478	58,486	1,547
県計	89	139	476,905	336,954	110,126

公 明 党	民 社 党	社会民主連合	諸 派	無 所 属	計
				林 トクオ 11,758	24,065
				山田 幸雄 18,989 井手 宗夫 17,456 計 36,445	36,445
				平田ちかひろ 5,967 楠田みきと 9,101 計 15,068	25,750
			白水善右衛門14,956	藤野ひさみ 10,596	25,552
					無投票
143,136	98,993	4,834	57,662	200,189	1,298,288
			さえき日出幸		無投票
			関 和虎 22,003 松本 謙之 737 計 22,740	杉尾 民則 2,814	75,384
			伊豆 善也		無投票
					無投票
					37,093
					無投票
			山本 辰雄		無投票
			友納 健 18,566	藤波 正信 12,772	31,338
			永松 重教		無投票
			倉重 繁行 12,086	徳永日出男 12,409	24,495
					無投票
			塩塚 広秋 6,528	福田 義秋 8,290 田中 修三 8,222 森田 房儀 6,587 計 23,099	39,644
	土井 秀信 10,346			ニムラ法文 15,255	59,172
			村谷 正隆		無投票
			松山 讓		無投票
	10,346		59,920	66,349	267,126
143,136	109,339	4,834	117,582	266,538	1,565,414

8. 県知事及び県議会議員選挙開票開始及び終了時刻等に
関する調

区分 市区町村名	開票 区数	開票期日別 有権者数		開票期日別投票総数				開票開始時刻	開票終了時刻	
		即日開票 4月8日	翌日開票 4月9日	知事選挙		県議選挙			知事選挙	県議選挙
				即日開票	翌日開票	即日開票	翌日開票			
北九州市	門司区	1	100,865		61,286		61,276	9日 8:00	9日 12:35	9日 13:00
	小倉北区	1	149,443		79,374		79,361	" 8:00	" 11:31	" 11:53
	小倉南区	1	112,991		71,284		71,266	" 8:00	" 13:15	" 13:31
	若松区	1	62,983		43,824		43,814	" 8:00	" 11:35	" 11:28
	八幡東区	1	80,308		53,942		53,920	" 8:00	" 11:10	" 12:20
	八幡西区	1	163,267		102,952		102,932	" 8:00	" 12:40	" 13:30
	戸畑区	1	58,653		37,116		37,105	" 8:00	" 11:50	" 12:15
	福岡市	東博多区	1	122,105		87,982		87,964	" 8:00	" 12:07
中央区		1	110,930		79,549		79,550	" 8:00	" 12:35	" 13:00
南区		1	84,294		54,474		" 8:00	" 11:50	" 12:00	
中西区		1	133,178		91,223		91,178	" 8:00	" 11:55	" 12:55
大久保市	田原市	1	119,402		90,273		90,258	" 8:00	" 12:10	" 12:20
	米原市	1	142,595		101,613		101,598	" 8:00	" 13:10	" 12:55
直方市	飯塚市	1	43,781	27,306				8日 20:00	8日 23:15	
	川崎市	1	57,822		30,896			9日 8:00	9日 10:49	
柳井市	川崎市	1	44,595		37,142		37,133	" 8:00	" 12:30	" 12:49
	田原市	1	31,928	18,534				8日 20:00	8日 22:15	
山手市	木下市	1	10,961		7,455			9日 8:30	9日 11:10	
	木下市	1	30,385		20,598			" 8:00	" 9:58	
八幡市	木下市	1	27,524	18,226		18,225		8日 20:00	8日 23:50	8日 23:50
	筑後市	1	28,407	24,897		24,898		" 20:00	" 23:55	" 23:55
大行市	川崎市	1	34,285	19,322				" 19:30	" 21:45	
	前橋市	1	41,871		31,870		31,861	9日 8:00	9日 14:20	9日 14:05
豊前市	前橋市	1	22,965	15,862		15,851		8日 19:30	8日 22:30	8日 22:45
	間郡市	1	33,677	24,651		24,653		9日 8:00	9日 11:46	9日 12:08
中小	郡市	1	27,221	21,729		21,725		8日 19:00	8日 23:30	8日 23:30
筑紫野市	春日市	1	36,080	26,343		26,333		" 20:00	9日 0:00	" 23:50
	日田市	1	39,440	26,607		26,603		" 19:30	8日 23:55	" 23:55
	大野市	1	38,969	20,531				" 19:30	9日 0:15	
市計	30	330,600	1,901,958	219,357	1,283,378	133,635	1,169,721			
町村計	77	747,277	79,580	532,363	54,395	301,093	0			
県計	97	1,077,877	1,981,538	751,720	1,337,773	434,728	1,169,721			
開票期日別 割合 (%)		35.23	64.77	35.98	64.02	27.10	72.90			
大宰府市	珂川町	1	29,484	17,472				8日 20:00	8日 22:30	
	川町	1	14,496	8,135				" 19:30	" 21:40	
計	2	43,980	25,607							
宇美町	美栗町	1	14,478	9,625		9,621		8日 20:00	8日 23:30	8日 23:35
	免町	1	12,710	9,290		9,288		" 19:00	" 21:25	" 21:25
	志須町	1	20,506	14,312		14,311		" 19:30	9日 0:30	" 23:45
	新宮町	1	12,022	8,801		8,796		" 19:00	8日 22:21	" 22:21
	宮町	1	9,292	6,472		6,471		" 19:30	" 23:35	" 23:35
古賀市	賀山町	1	21,187	14,035		14,033		" 19:30	" 23:02	" 23:07
	山屋町	1	5,324	4,302		4,300		" 19:00	" 22:00	" 22:55
	柏町	1	16,674	10,696		10,695		" 19:00	" 22:30	" 23:30
計	8	112,193	77,533			77,515				
宗像市	像町	1	35,233	20,099				8日 19:30	8日 21:45	
	福間町	1	18,175	11,070				" 19:30	" 21:20	

区分 町村名	開票 区数	開票期日別 有権者数		開票期日別投票総数				開票開始時刻	開票終了時刻	
		即日開票 4月8日	翌日開票 4月9日	知事選挙		県議選挙			知事選挙	県議選挙
				即日開票	翌日開票	即日開票	翌日開票			
津屋崎町	1	8,765		5,669				8日 19:00	8日 20:52	
玄海町	1	6,669		4,054				" 19:30	" 21:43	
大島村	1	906		754				" 19:00	" 20:03	
計	5	69,748		41,646						
芦屋町	1	12,622		8,064				8日 20:00	8日 22:25	
水巻町	1	17,971		9,856				" 19:30	" 22:50	
岡垣町	1	16,479		9,823				" 19:00	" 22:20	
遠賀町	1	8,591		5,463				" 19:00	" 22:25	
計	4	55,663		33,206						
小鞍町	1	8,264		6,502		6,500		8日 20:00	8日 23:50	8日 23:50
宮若	1	14,063		10,564		10,563		" 20:00	9日 0:20	9日 0:20
竹手町	1	18,143		14,313		14,310		" 20:00	8日 23:20	8日 23:20
宮若	1	7,784		6,663		6,664		" 20:00	" 23:50	" 23:50
計	4	48,254		38,042		38,037				
桂川町	1		9,602		6,609			9日 8:30	9日 10:45	
稲穂町	1		15,818		11,820			" 8:30	" 11:45	
碓井町	1		5,102		3,403			" 8:30	" 10:20	
嘉穂町	1		9,062		6,105			" 8:30	" 11:50	
筑穂町	1		8,162		4,769			" 8:30	" 11:46	
穂庄町	1		19,469		12,982			" 8:30	" 11:10	
内田町	1		6,743		4,624			" 8:30	" 11:12	
穎田町	1		5,622		4,083			" 8:30	" 11:10	
計	8		79,580		54,395					
把木町	1	7,664		5,564				8日 19:00	8日 22:30	
朝倉町	1	8,772		6,355				" 19:00	" 21:05	
三輪町	1	6,868		4,886				" 19:00	" 20:50	
夜須町	1	7,984		5,801				" 19:00	" 21:30	
小石原村	1	1,042		800				" 20:00	" 21:10	
宝珠山村	1	1,758		1,342				" 19:00	" 20:00	
計	6	34,088		24,748						
前原町	1	26,594		18,216		18,214		8日 19:30	8日 23:25	8日 23:35
二丈町	1	8,091		6,043		6,042		" 20:00	" 23:30	9日 0:15
志摩町	1	10,161		8,453		8,451		" 20:00	" 22:25	" 0:15
計	3	44,846		32,712		32,707				
吉井町	1	12,564		9,245				8日 19:00	8日 22:25	
田丸町	1	16,130		10,980				" 19:30	" 23:40	
浮羽町	1	13,347		10,098				" 19:00	" 22:40	
計	3	42,041		30,323						
北野町	1	9,133		8,063		8,062		8日 19:00	8日 23:20	8日 23:20
大刀洗町	1	9,011		7,600		7,600		" 19:10	9日 0:15	9日 0:15
計	2	18,144		15,663		15,662				
城島町	1	9,827		8,835		8,835		8日 19:30	8日 23:10	8日 23:10
大三木町	1	9,081		8,111		8,112		" 19:30	" 23:25	9日 0:00
三瀨町	1	9,108		8,050		8,050		" 19:30	" 23:05	8日 23:50
計	3	28,016		24,996		24,996				
黒上町	1	13,029		9,195				8日 19:30	8日 21:45	
立花町	1	4,157		2,995				" 20:00	" 21:35	
立花町	1	10,803		7,373				" 19:30	" 22:04	
広川町	1	11,584		7,625				" 19:30	" 21:09	
矢部村	1	2,176		1,668				" 19:30	" 20:50	

区分 町村名	開票 区数	開票期日別 有権者数		開票期日別投票総数				開票終了時刻		
		即日開票 4月8日	翌日開票 4月9日	知事選挙		県議選挙		開票開始時刻	知事選挙	県議選挙
				即日開票	翌日開票	即日開票	翌日開票			
星野村	1	3,673		2,624				8日 19:30	8日 20:55	
計	6	45,422		31,480						
瀬高町	1	19,129		14,948		14,944		8日 19:30	8日 23:40	8日 20:50
大和町	1	13,518		11,917		11,916		" 19:30	9日 0:00	9日 0:00
三橋町	1	11,808		9,907		9,908		" 19:30	" 0:20	" 0:50
山川町	1	4,667		3,880		3,880		" 19:30	8日 22:15	8日 23:45
計	4	49,122		40,652		40,648				
高田町	1	12,690		10,454		10,450		8日 19:30	8日 22:30	9日 0:00
計	1	12,690		10,454		10,450				
香添町	1	10,983		8,611		8,609		8日 19:30	8日 23:45	9日 0:16
金糸川町	1	12,163		10,181		10,182		" 20:00	" 23:00	8日 23:00
田崎町	1	6,059		4,787		4,788		" 19:30	" 22:02	" 22:50
山崎町	1	7,895		6,426		6,427		" 20:00	" 23:45	" 23:45
計	1	17,249		14,064		14,058		" 19:30	9日 1:43	9日 1:43
赤方町	1	6,885		5,525		5,522		" 19:30	8日 22:05	8日 22:05
大任町	1	5,762		4,925		4,921		" 19:30	" 23:25	" 23:25
赤任村	1	4,996		4,220		4,218		" 19:30	9日 0:30	" 23:25
計	1	2,879		2,353		2,352		" 19:30	8日 22:01	" 22:20
計	9	74,871		61,092		61,077				
荻原町	1	20,454		13,425				8日 19:30	8日 23:00	
勝山町	1	7,308		4,669				" 20:00	" 23:23	
豊津町	1	4,615		2,945				" 19:00	" 22:00	
計	1	6,009		3,633				" 19:30	" 21:13	
計	4	38,386		24,672						
椎吉町	1	9,790		6,680				8日 19:30	8日 21:40	
富城町	1	5,325		3,134				" 19:30	" 21:10	
新吉村	1	8,111		4,886				" 19:30	" 22:00	
大富村	1	2,827		1,969				" 19:30	" 20:40	
計	1	3,760		2,868				" 20:00	" 21:35	
計	5	29,813		19,537						

9 県知事及び県議会議員選挙の法定得票数及び供託金没収点
に関する調

知 事 選 挙

法定得票数	供託金の没収点
500 508,352票	000 203,341票

県議会議員選挙

選挙区名	法定得票数	供託金の没収点	選挙区名	法定得票数	供託金の没収点
北九州市門司区	166 4,997票	866 1,998票	行橋市	750 7,753票	500 3,101票
〃 小倉北区	200 3,890票	080 1,556票	豊前市	250 3,811票	500 1,524票
〃 小倉南区	250 5,836票	500 2,334票	中間市	250 6,016票	500 2,406票
〃 若松区	625 5,368票	450 2,147票	小郡市・三井郡	250 9,111票	500 3,644票
〃 八幡東区	666 4,413票	466 1,765票	筑紫野市	500 6,437票	000 2,575票
〃 八幡西区	500 5,050票	200 2,020票	春日市	000 6,388票	200 2,555票
〃 戸畑区	625 4,555票	250 1,822票	大野城市	—	—
福岡市東区	666 7,145票	266 2,858票	筑紫郡	—	—
〃 博多区	500 6,443票	400 2,577票	粕屋郡	000 6,282票	800 2,512票
〃 中央区	—	—	宗像郡	—	—
〃 南区	125 5,500票	050 2,200票	遠賀郡	—	—
〃 西区	458 7,138票	383 2,855票	鞍手郡	250 9,273票	300 3,709票
大牟田市・三池郡	812 6,173票	525 2,469票	嘉穂郡・山田市	—	—
久留米市	437 6,250票	175 2,500票	朝倉郡	—	—
直方市	—	—	糸島郡	500 7,834票	800 3,133票
飯塚市	—	—	浮羽郡	—	—
田川市	500 9,103票	400 3,641票	三潨郡	750 6,123票	500 2,449票
柳川市	—	—	八女郡	—	—
甘木市	—	—	山門郡	500 4,955票	200 1,982票
八女市	750 4,282票	100 1,713票	田川郡	500 7,396票	600 2,958票
筑後市	750 6,078票	500 2,431票	京都郡	—	—
大川市	—	—	築上郡	—	—

10 福岡県知事・福岡県議会議員一般選挙 投・開票速報要綱及び実施要領

53 選 管 第 654 号

昭和 54 年 3 月 30 日

各市区町村選挙管理委員会委員長 殿

福岡県選挙管理委員会

委員長 宮 崎 時 春

福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙における投票及び開票
状況の速報について

昭和54年4月8日執行の福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙における投票及び開票状況速報については、「県知事・県議会議員選挙投・開票速報要綱」及び「県知事・県議会議員選挙投開票速報実施要領」により実施することとしたので、各市区町村選挙管理委員会におかれては、迅速かつ正確に処理されるよう、特段のご協力をお願いします。

県知事・県議会議員選挙投・開票速報要綱

1. 目 的

公職選挙法第6条第2項の規定により、各市区町村選挙管理委員会（以下「市区町村選管」という。）及び報道機関の協力のもとに、選挙人に対し投・開票の結果を速報し、選挙に対する関心の高揚を図るとともに、選挙速報の円滑化に寄与することを目的とする。

2. 県知事・県議会議員選挙投・開票速報本部の設置

- (1) 県知事・県議会議員選挙の投・開票速報を実施するため、福岡県産業貿易館（福岡市中央区天神1丁目1番1号）3階に「県知事・県議会議員選挙投・開票速報本部」（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部に本部長及び本部長を若干名おく。本部長は福岡県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）の委員長を、本部長は報道機関の代表者及び県選管の書記長等をもってこれにあてる。
- (3) 本部は、投開票状況の速報にあたっては県選管と常に連携を密にして速報の万全を期する。

3. 本部の投・開報速報事務

本部の投・開票速報事務は、各市区町村選管から投票結果及び開票結果（候補者別得票数）の速報を受信し、これを点検、集計のうえ（自治省に報告後）各報道機関に対して発表する。

(1) 投票結果速報

① 速報の系統及び速報現在時刻

速報は、別紙1の県知事・県議会議員選挙投・開票速報系統により行う。

各市区町村選管からの速報現在時刻等は、次のとおりとする。

回数	投票速報現在時刻	摘要
1	9時00分	集計後直ちに発表
2	11時00分	〃
3	14時00分	〃
4	16時00分	〃
5	17時30分	〃
6	結了	結了報告集計後

② 発表時刻

中間速報・結了報告ともに各市区町村選管からの速報の集計が完了次第直ちに発表する。

③ 発表方法

中間速報は市区郡別に、結了報告は市区町村別にそれぞれ集計し、報道機関に対してのみ発表する。

(2) 開票結果速報

① 速報の系統

開票速報は、別紙1の速報系統により行う。

なお、各市区町村選管が本部に対して行う速報の要領は、別添「県知事・県議会議員選挙投・開票速報実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

② 発表時刻

ア. 即日開票

知事	議会議員
21時00分	21時00分
22時00分	22時00分
22時30分	
23時00分	23時00分
(以後30分毎)	(以後1時間毎)

知事選挙については午後9時から発表を開始し、次回は午後10時、午後10時以後は、結了するまで30分間隔で発表する。

県議会議員選挙については午後9時から発表を開始し、結了するまで1時間間隔で発表する。

イ. 翌日開票

知事	議会議員
10時00分	10時00分
10時30分	
11時00分	11時00分
(以後30分毎)	(以後1時間毎)

知事選挙、県議会議員選挙とも午前10時から発表を開始し、知事選挙については30分間隔で、県議会議員選挙については、1時間間隔で発表する。

③ 発表方法

即日開票、翌日開票ともに、知事選挙については、中間速報は市区郡別に、結了報告は市区町村別に、県議会議員選挙については中間速報、結了報告ともに選挙区別に集計し、各報道機関に対してのみ発表する。

4. 市区町村選管の投・開票速報事務

(1) 投票結果速報

各市区町村選管は、中間速報にあつては実施要領に定める速報受信時刻に、結了報告にあつては結了後直ちに、それぞれ投票の結果を本部に速報する。

(2) 開票結果速報

市区町村選管は、中間速報にあつては実施要領に定める速報受信時刻に、開票が結了した場合は結了後直ちに、それぞれ開票の結果を本部に速報するものとする。

(3) 福岡市の各区の選管は市の選管を経由して本部に速報するものとする。

5. 速報の統一

速報は本部において一括して行う。

ただし、市区町村選管は、本部への報告後は発表しても差しつかえないものとする。

6. 本部の速報事務処理体制

(1) 本部に総務班、受信班及び集計班を置き、実施要領に定める投・開票速報の事務処理にあたるものとし、事務従事者には県選管の職員及び臨時雇用者をもってあてる。

なお、開票結果の審査班は県庁地方課内におく。

(2) 各班の事務

ア. 総務班

総務班は、市区町村選管からの速報に関する調査・照会、集計班から回付された投票結果及び開票結果（候補者別得票数）の点検、自治省に対する報告、報道機関に対する発表、庁内掲示並びに投・開票結果集計表のコピー事務等に従事し、あわせて各班の連絡調整にあたる。

イ. 受信班

受信班は、各市区町村選管から投・開票速報を受信し、集計班に回付する。

ウ. 集計班

集計班は、受信班から回付された投・開票速報の各事項について点検後、集計用紙に転記し、集計のうえ総務班に回付する。

エ. 審査班

審査班は、別に指示するところに従い、各市区町村の各開票管理者からの開票結果報告について審査、点検、照合を行う。

7. 臨時電話の架設

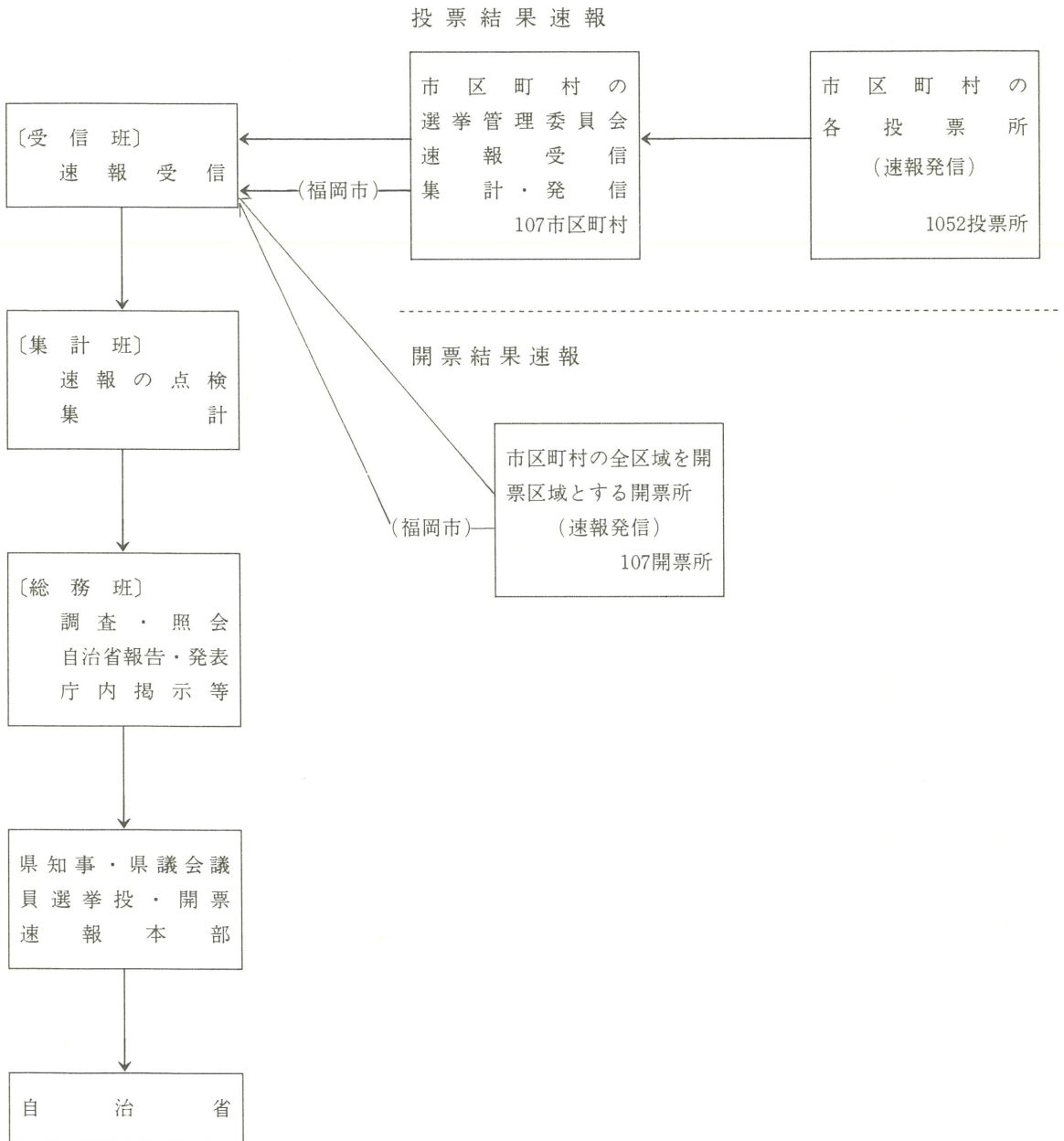
投・開票速報を実施するため、本部に4月7日から4月9日までの3日間別紙2のとおり臨時電話を架設する。

8. 速報本部会場の規制

本部会場には、関係者以外の立入を禁止する。

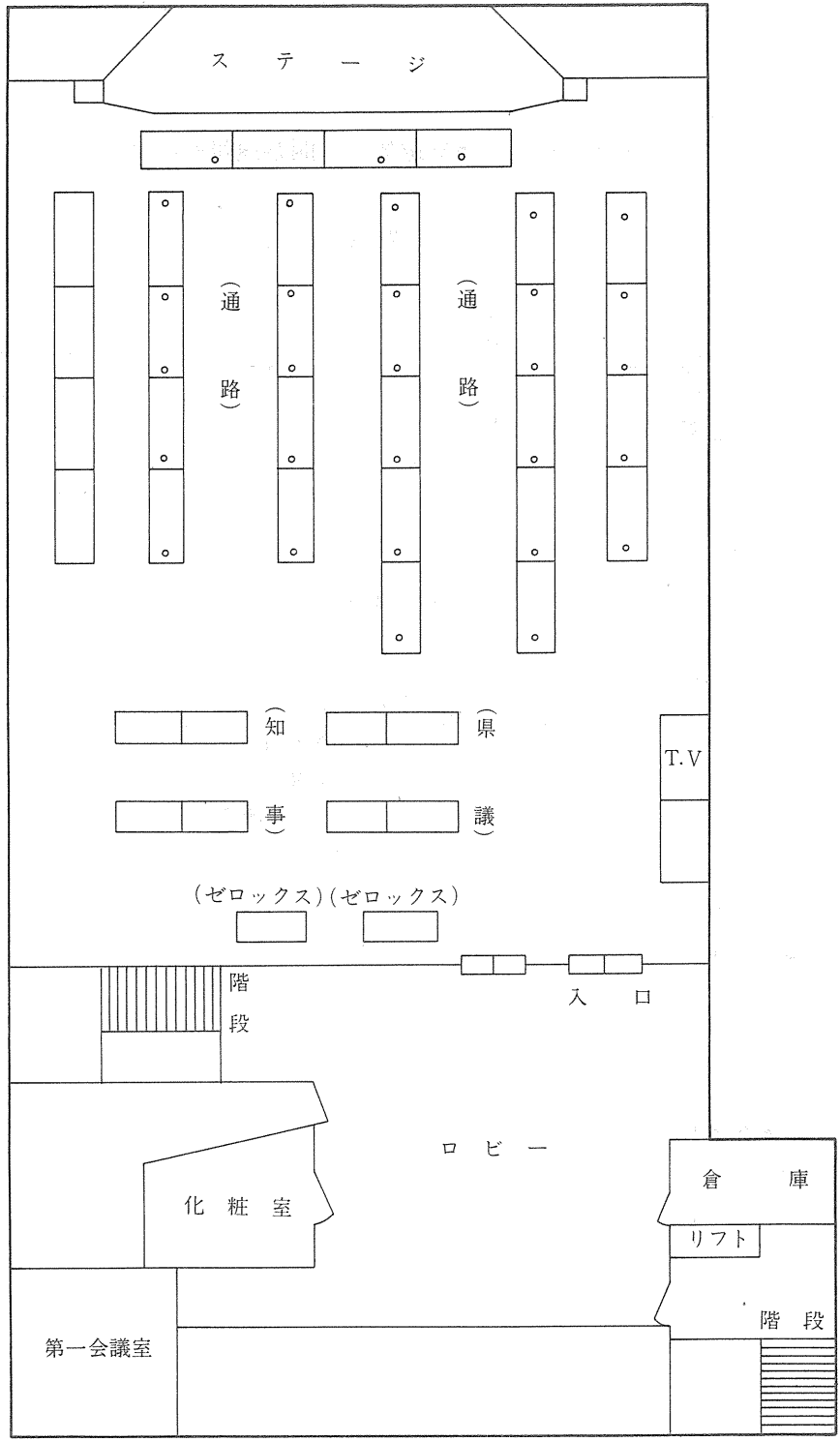
別紙 (1)

県知事・県議会議員選挙投・開票速報系統図



本部における投・開票速報事務処理体制

(福岡県産業貿易館 3階催場)



- (注) 1. 図中の臨時電話のほかに県庁地方課内に (771-9642、771-9647) の臨時電話がある。
 2. 開票結果の審査班は県庁地方課内におく。

県知事・県議会議員選挙投・開票速報実施要領

4月8日執行の県知事・県議会議員選挙における投・開票速報は、次の要領により実施する。

1. 選挙当日有権者見込数の速報

(1) 選挙当日有権者数の範囲

選挙当日有権者は市区町村の選挙人名簿に登録されている者で、選挙の当日選挙権を有する者をいい、次の者は含まれない。

- ① 抹消されている者
- ② 失権の表示がなされている者
- ③ 転出の表示がなされている者（引き続き県内の他の市町村に住所を移した者はなお県の選挙の選挙権を有するが、選挙当日有権者見込数には含まれないものとして処理する。）

(2) 速報の系統及び事務分担等

速報は、別紙(1)の選挙当日有権者見込数速報系統及び事務分担表により4月7日午前10時から12時までの間に、本部から直接各市区町村選管に電話で報告を求めるとして市区町村選管は直ちに報告できるよう準備を完了して待機しておくこと。

報告は、別紙第1号様式の事項中(a)欄から(e)欄までを報告する。

本部は、別紙第2号様式により受信し、集計する。

2. 投票結果速報

(1) 速報の系統及び事務分担等

速報の系統及び事務分担等は別紙(2)のとおりとする。

(2) 速報の回数及び速報現在時刻等

速報の回数及び速報現在時刻等は次表のとおりとする。ただし、県議会議員選挙については、結了報告のみとする。

速報の区分	回数	速報現在時刻	速報(受信)時間		速報本部集計時間	備考
			開始時刻	終了時刻		
中間速報	第1回	9時	9:00	9:20	9:20~9:50	本部集計がまとまり次第直ちに報道関係に対して発表する。
	第2回	11時	11:00	11:20	11:20~11:50	
	第3回	14時	14:00	14:20	14:20~14:50	
	第4回	16時	16:00	16:20	16:20~16:50	
	第5回	17時30分	17:30	17:50	17:50~18:20	
結了報告		結了後直ちに知事選挙及び県議選挙の投票結果を本部に報告すること。				自治省に報告後発表する。

(3) 速報の要領

① 中間報告

速報受信開始時刻になれば別紙(2)の1の投票速報系統及び、事務分担表により本部から各市区町村選管に電話で速報を求めるとして、市区町村選管は、投票者数の集計を終了し、いつでも速報に応じられるよう速報用電話は他との通話を一時中止して待機しておくこと。

② 結了報告

投票結果の集計が完了したときは、直ちに、各市区町村選管から本部に対して別紙(2)の1の事務分担表に指定している電話により報告すること。

19時30分までに報告できない市区町村選管は、すみやかに集計のうえ別紙(2)の2の予備電話によって報告する。(本部の速報用電話〈指定電話〉は19時30分以降は開票結果速報に用いるので絶対に使用しないこと。)

③ 速報用紙及び速報事項

中間速報は、知事選挙についてのみ別紙第1号様式の投票結果速報用紙の事項中(ア)欄(h)欄(第1回速報は(e)欄も)を別紙第4号様式により集計のうえ報告すること。(h)欄の算出は $(\frac{f}{e} \times 100)$ とすること。

本部は別紙第5号様式により受信し、別紙第4号様式により集計し、発表する。

結了報告は、各市区町村選管から、知事選挙及び県議会議員選挙について、それぞれ別紙第1号様式の事項中(e)欄、(b')欄、(e')欄、(f)欄((ア)+(イ))、(g)欄、(h)欄及び不在者投票者数{(f)のうち(1)+(5)}を別紙第4号様式により集計のうえ報告する。

この場合、(f)欄の数には、不在者投票者数を含んだものとなるので注意すること。

本部は知事選挙及び県議会議員選挙について、それぞれ別紙第5号様式により受信し、別紙第4号様式及び第6号様式により集計し発表する。

なお、投票率(h)欄については、小数点以下第2位まで(小数点以下第3位を四捨五入する。)を報告すること。

3. 開票速報

(1) 速報の系統及び事務分担等

① 中間速報

即日開票を行う市町村は別紙(3)の即日開票結果速報系統及び事務分担表により、また翌日開票を行う市区町は、別紙(4)の翌日開票結果速報系統及び事務分担表により、それぞれ本部から直接各市区町村選管に電話で報告を求める。

② 結了報告

開票が結了した場合は、直ちに、即日開票については別紙(3)の事務分担表の指定電話により、翌日開票については別紙(4)の事務分担表の指定電話により、それぞれ各市区町村選管から本部へ報告すること。

(2) 速報の要領

① 中間速報

イ. 別紙(5の1)(5の2)(5の3)(5の4)(6の1)及び(6の2)の開票結果速報受信時刻に、本部から電話をかけて報告を求めるので、各市区町村選管はあらかじめ知事選挙及び県議会議員選挙の開票結果の集計を終え速報用電話の使用を中止して、直ちに速報に応じられる体制を整えておく。

ロ. 報告は、知事選挙については別紙第7号様式により、県議会議員選挙については別紙第8号様式により、それぞれ行う。

速報すべき事項は各候補者の得票数及びその合計数についてのみ報告する。

開票結果速報受信時刻において、候補者の得票数に変化がない場合は、前回速報時の得

票数を報告すること。

ハ、本部は、知事選挙については別紙第9号様式により受信し、別紙第11号様式により、集計し発表する。

県議会議員選挙については、別紙第10号様式により受信し、集計のうえ発表する。

② 結了報告

市区町村の開票が結了したときは、各市区町村選管は直ちに本部に電話で、知事及び県議会議員選挙の各候補者の得票数等を報告する。

投票人総数と投票総数とが一致しない場合は、その理由を備考欄に記入のうえ報告すること。

報告は、知事選挙については別紙第7号様式により、県議会議員選挙については別紙第8号様式により、それぞれ全ての項目について報告すること。

本部は、知事選挙については、別紙第9号様式により受信し、県議会議員選挙については、中間速報同様別紙第12号様式により受信し、それぞれ集計のうえそれぞれ発表する。

(3) 受信・発信の要領

① 候補者氏名及び得票数の読み方

市区町村選管から本部へ報告する場合は、候補者の得票数については、たとえば「^{フタジユウ}2
^{ロクマン}6 ^{ナナセン}7、 ^{ゴヒャク}5 ^{フタジユウ}22 ^{ヨン}4」と読みあげ、本部が復唱するときは、候補者の氏名については、その姓のみを読みあげ、得票数については、「^ニ2 ^{ロク}6 ^{ナナ}7、 ^ゴ5 ^ニ2 ^{ヨン}4」と読みかえすものとする。

② 候補者の得票数が全くないときは「^{ゼロ}零」と、候補者が死亡者である場合、及び立候補の辞退とみなされた場合は、「欠番」と報告する。

③ 開票結了報告後の措置

開票の結了報告が終わった後においても、当該報告に関して照会することがあるので、速報責任者は市(区)役所、町村役場又は開票速報場所に約30分間程度は待機しておくこと。

④ 質疑応答用電話の指定

開票結果速報の訂正、質疑等の連絡には必ず予備電話を使用すること。

4. 開票結果の報告

開票結果の報告に関する調書の提出及び審査は次の要領で行う。

(1) 報告書類審査の日程

- ① 即日開票の市町村については(別紙(7)の開票結果報告審査事務分担表により)4月9日午前9時から午後4時までの間。
- ② 翌日開票の市区町については、4月10日の午前中(11時まで)
- ③ 審査検収は、県庁地方課において行う。

(2) その他

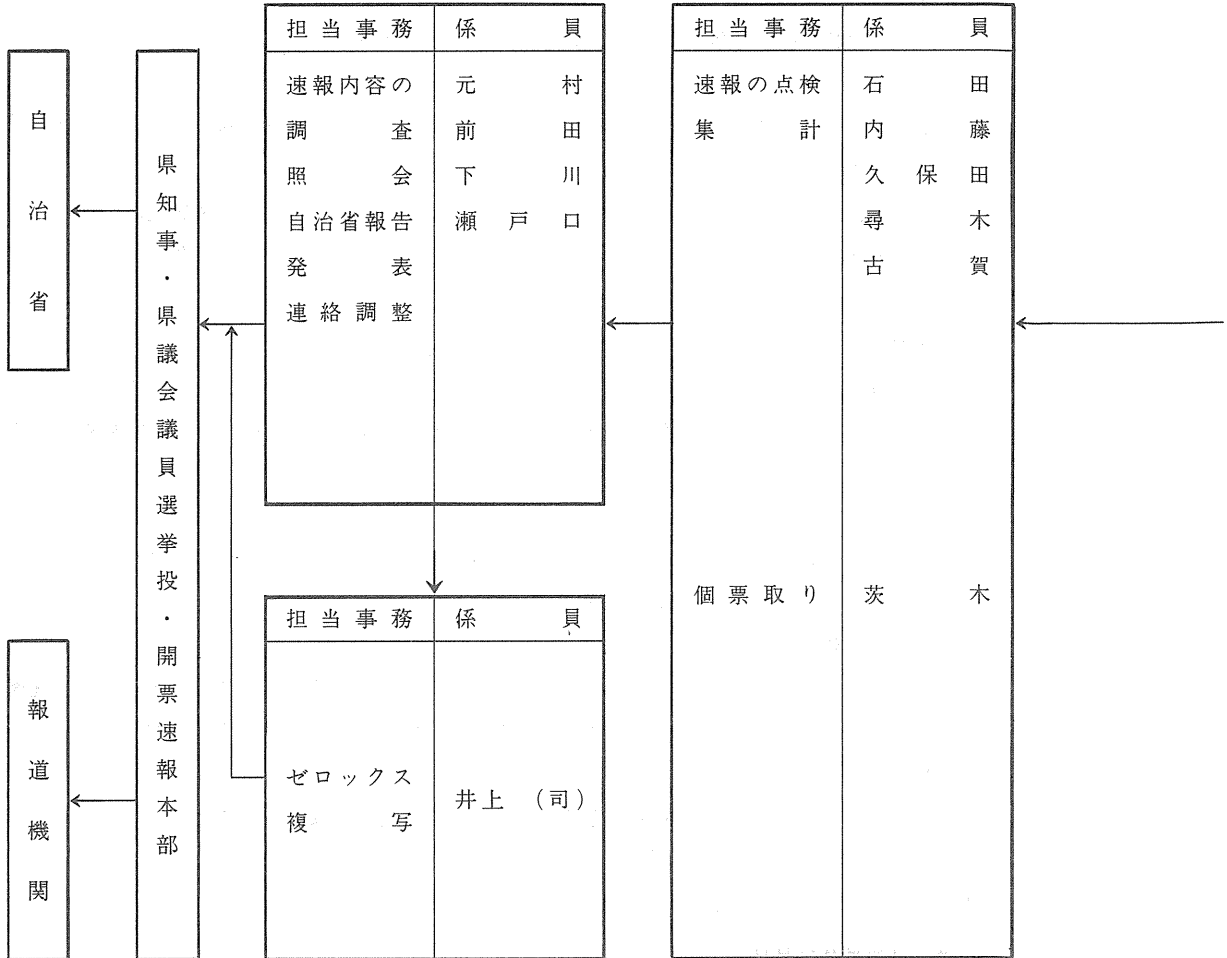
- ① 開票結果の報告にあたっては、質疑に対して十分回答できる職員を派遣すること。
- ② 開票結果報告の際提出する書類は、次のとおりである。
 - 送付書(開票管理者から選挙長へ)
 - 開票録の写し
 - 投票者調(第1号様式)

別紙 (1)

選挙当日有権者見込数速報系統及び事務分担表
(4月7日 午前10時~12時)

総務班

集計班



受信班

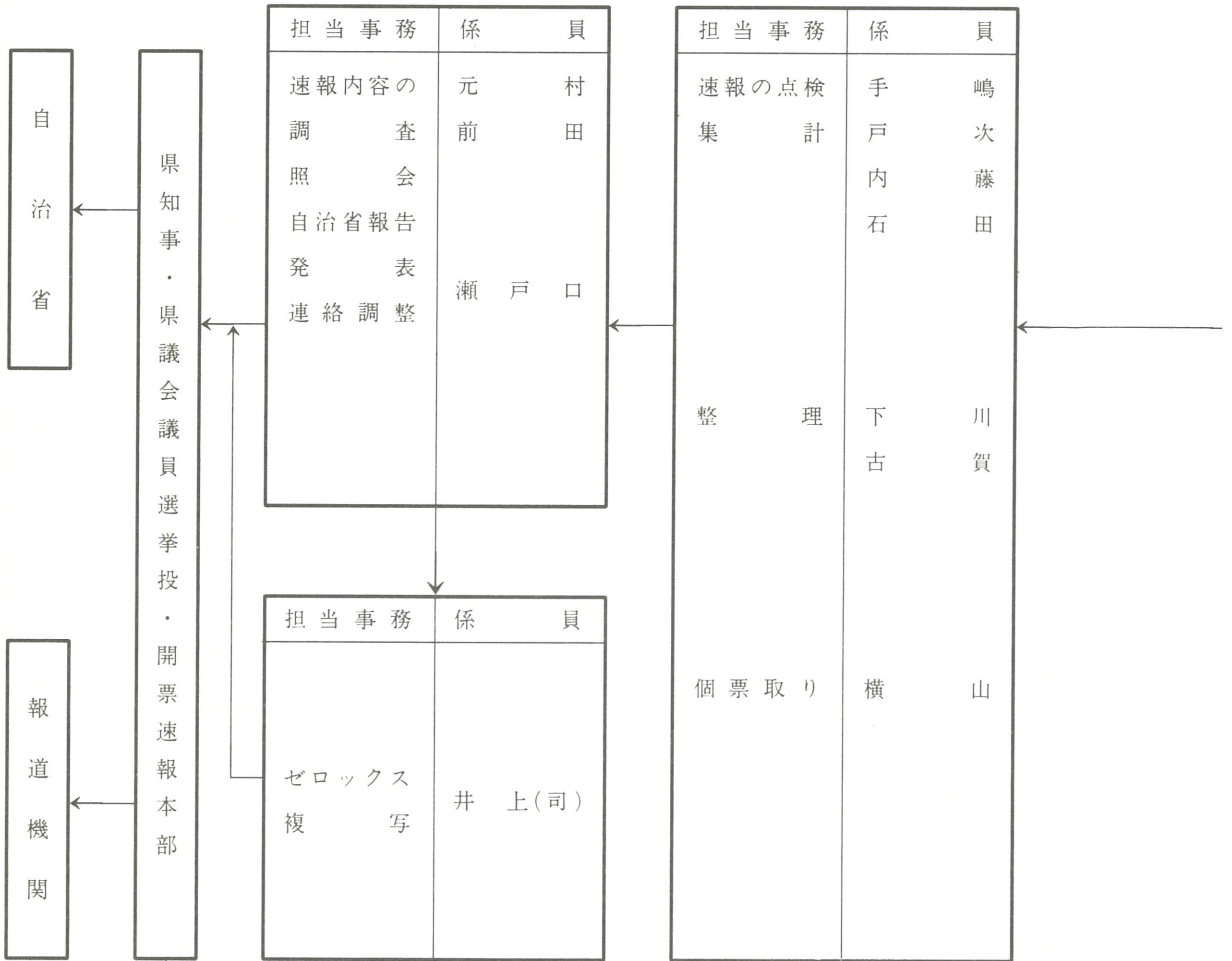
区分 本部 電話番号	担 当 者	市 区 町 村 名			
		第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班
713-5027	藤 木	門 司 区	久 留 米 市	甘 木 市	豊 前 市
713-5059	原 田	小 倉 北 区	直 方 市	八 女 市	中 間 市
713-5123	中 島 (正)	小 倉 南 区	飯 塚 市	筑 後 市	小 郡 市
713-5187	川 原	若 松 区	田 川 市	大 川 市	筑 紫 野 市
713-5315	栗 田	八 幡 東 区	柳 川 市	行 橋 市	春 日 市
713-5347	梅 野	八 幡 西 区	大 牟 田 市	山 田 市	大 野 城 市
713-5379	飯 盛	戸 畑 区	太 宰 府 町	黒 木 町	吉 井 町
713-5411	坂 岡	宗 像 町	那 珂 川 町	上 陽 町	田 主 丸 町
713-5475	江 頭	福 間 町	荻 田 町	立 花 町	浮 羽 町
713-5507	坂 本	津 屋 崎 町	犀 川 町	広 川 町	北 野 町
713-5539	小 林	玄 海 町	勝 山 町	矢 部 村	大 刀 洗 町
713-5571	御 園	大 島 村	豊 津 町	星 野 村	城 島 町
713-5603	中 島 (孝)	香 春 町	桂 川 町	椎 田 町	大 木 町
713-5667	満 行	添 田 町	稲 築 町	吉 富 町	三 瀦 町
713-5731	久 芳	金 田 町	碓 井 町	築 城 町	高 田 町
713-5763	高 田	糸 田 町	嘉 穂 町	新 吉 富 村	
713-5795	吉 田	川 崎 町	筑 穂 町	大 平 村	
713-5891	桑 野	赤 池 町	穂 波 町	芦 屋 町	
713-5923	長 崎	方 城 町	庄 内 町	水 卷 町	
713-5955	中 島 (敏)	大 任 町	穎 田 町	岡 垣 町	
713-5987	小 松	赤 村	杷 木 町	遠 賀 町	
713-7019	築 地	宇 美 町	朝 倉 町	小 竹 町	
713-7051	立 花	篠 栗 町	三 輪 町	鞍 手 町	
713-7083	松 尾	志 免 町	夜 須 町	宮 田 町	
713-7243	小 森	須 恵 町	小 石 原 村	若 宮 町	
713-7275	井 上 (哲)	新 宮 町	宝 珠 山 村	瀬 高 町	
713-7339	野 口	古 賀 町	前 原 町	大 和 町	
713-7371	牟 田	久 山 町	二 丈 町	三 橋 町	
713-7403	木 下	粕 屋 町	志 摩 町	山 川 町	
713-7435	横 山	福岡市 5 区			

投票結果速報系統及び事務分担表

(4月8日)

総務班

集計班



受信班

区分 本部 電話番号	担当者	市 区 町 村 名					
		第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班	第 5 班	第 6 班
713-5027	御 園	門司区	芦屋町	杷木町	椎田町	大牟田市	
713-5059	中 島 峻	小倉北区	水巻町	朝倉町	吉富町	久留米市	
713-5123	小 林	小倉南区	岡垣町	三輪町	築城町	直方市	
713-5187	吉 田	若松区	遠賀町	夜須町	新吉富町	飯塚市	
713-5315	桑 野	八幡東区	宇美町	小石原村	大平村	田川市	
713-5347	茨 木	八幡西区	篠栗町	宝珠山村	瀬高町	柳川市	
713-5379	○学生 1	戸畑区	志免町	黒木町	大和町	山田市	
713-5411	○ " 2	香春町	須恵町	上陽町	三橋町	甘木市	
713-5475	○ " 3	添田町	新宮町	立花町	山川町	八女市	
713-5507	○ " 4	金田町	古賀町	広川町	吉井町	筑後市	
713-5539	○ " 5	糸田町	久山町	矢部村	田主丸町	大川市	
713-5571	○ " 6	川崎町	粕屋町	星野村	浮羽町	行橋市	
713-5603	○ " 7	赤池町	桂川町	宗像町	北野町	豊前市	
713-5667	○ " 8	方城町	稲築町	福岡町	大刀洗町	中間市	
713-5731	○ " 9	大任町	碓井町	津屋崎町	太宰府町	小郡市	
713-5763	○ " 10	赤 村	嘉穂町	玄海町	那珂川町	筑紫野市	
713-5795	○ " 11	小竹町	筑穂町	大島村	苧田町	春日市	
713-5891	○ " 12	鞍手町	穂波町	前原町	犀川町	城島町	
713-5923	○ " 13	宮田町	庄内町	二丈町	勝山町	大木町	高田町
713-5955	○ " 14	若宮町	穎田町	志摩町	豊津町	三潆町	大野城市
713-5987	○ " 15	福岡市5区					

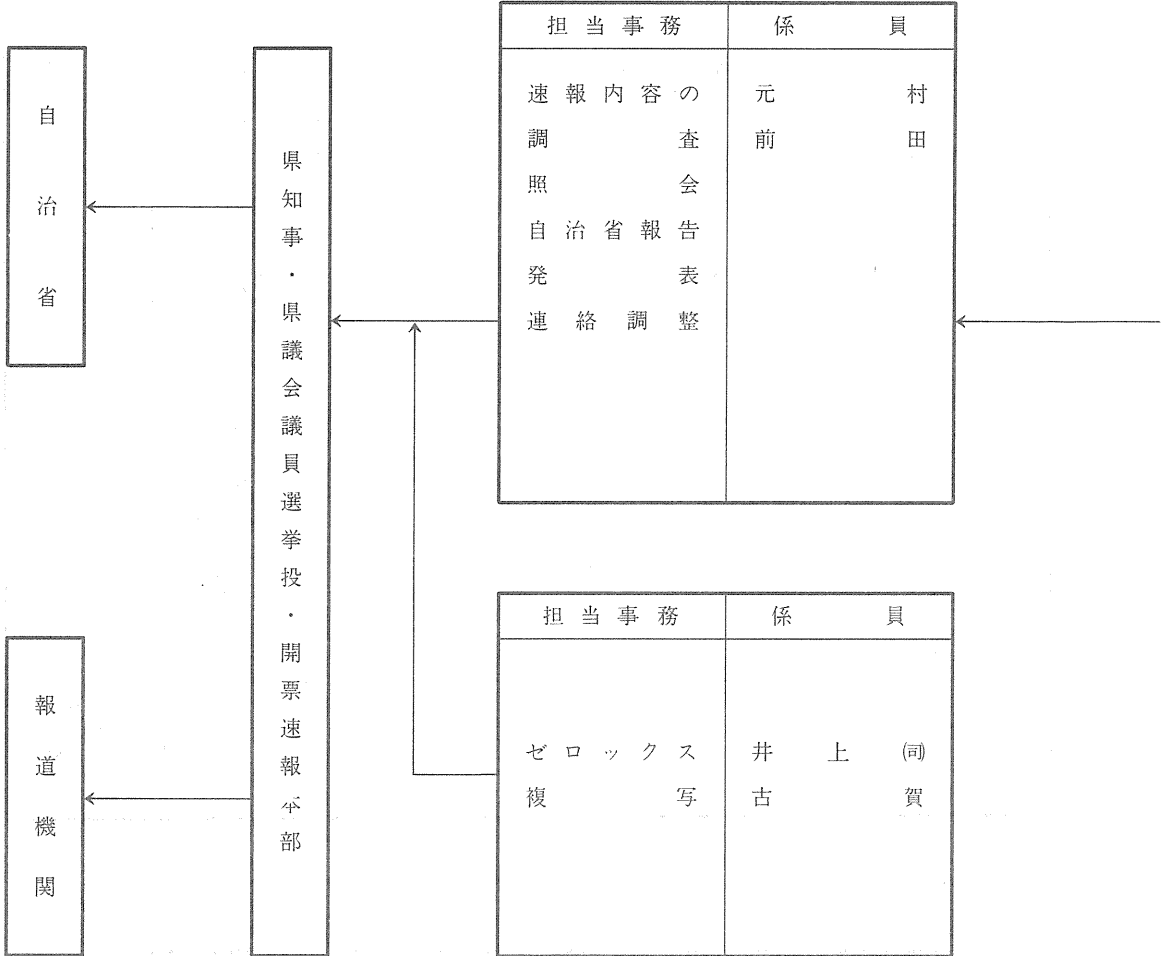
(注) 質疑等は予備電話を使用すること。

○印はアルバイト学生である。

予備電話番号713局、7019、7051、7083、7243、7275、7339、7371、7403、7435

投票結果速報系統及び事務分担表
 (4月8日19時30分以後の結了報告)

総務班



集 計 班

受 信 班

担 当 事 務	係 員
速 報 の 点 検	手 嶋 戸 次 大 坪
集 計	築 地 井 上 (哲)
個 票 取 り	瀬 戸 口

受 信
御 園 中 島 殿 小 林 吉 田 下 川 藤 木

予備電話番号

713局7051、7083、7243

7275、7339、7371

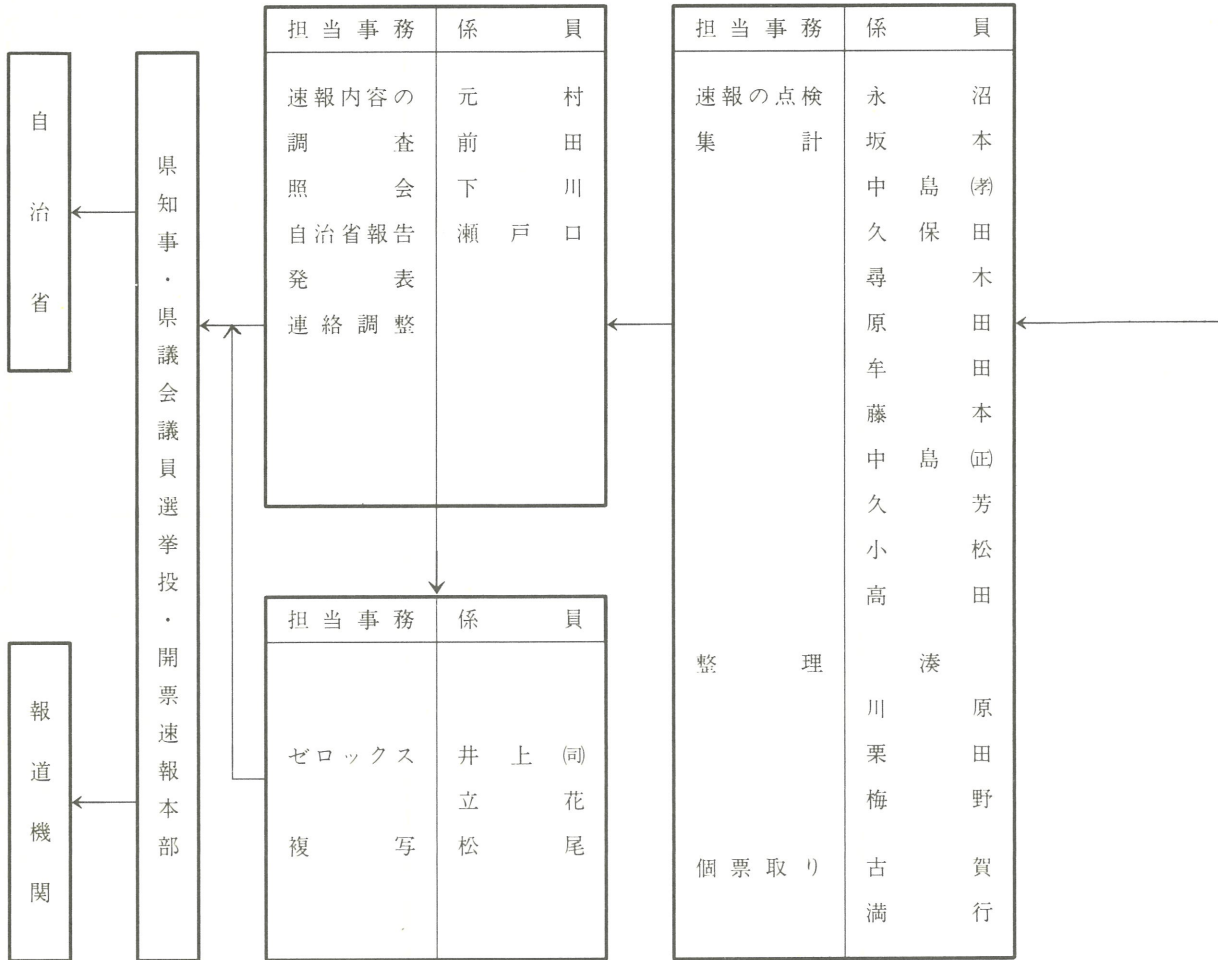
7403、7435、

即日開票結果速報系統及び事務分担表

(4月8日～9日)

総務班

集計班



受信班

区分 本部 電話番号	担 当 者	市 町 村 名			
		第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班
713-5027	飯 盛	黒 木 町	宗 像 町	前 原 町	香 春 町
713-5059	坂 岡	上 陽 町	福 間 町	二 丈 町	添 田 町
713-5123	野 口	立 花 町	津 屋 崎 町	志 摩 町	金 田 町
713-5187	桑 野	広 川 町	玄 海 町	八 女 市	糸 田 町
713-5315	木 下	欠 部 村	大 島 村	柳 川 市	川 崎 町
713-5347	○ 学 生 1	星 野 村	瀬 高 町	春 日 市	赤 池 町
713-5379	○ " 2	椎 田 町	大 和 町	大 川 市	方 城 町
713-5411	○ " 3	吉 富 町	三 橋 町	小 竹 町	大 任 町
713-5475	○ " 4	築 城 町	山 川 町	鞍 手 町	赤 村
713-5507	○ " 5	新 吉 富 村	大 野 城 市	宮 田 町	芦 屋 町
713-5539	○ " 6	大 平 村	直 方 市	若 宮 町	水 巻 町
713-5571	○ " 7	杷 木 町	苧 田 町	筑 紫 野 市	岡 垣 町
713-5603	○ " 8	朝 倉 町	犀 川 町	筑 後 市	遠 賀 町
713-5667	○ " 9	三 輪 町	勝 山 町	宇 美 町	
713-5731	○ " 10	夜 須 町	豊 津 町	篠 栗 町	
713-5763	○ " 11	小 石 原 村	城 島 町	志 免 町	
713-5795	○ " 12	宝 珠 山 村	大 木 町	須 恵 町	
713-5891	○ " 13	吉 井 町	三 瀨 町	新 宮 町	
713-5923	○ " 14	田 主 丸 町	小 郡 市	古 賀 町	
713-5955	○ " 15	浮 羽 町	北 野 町	久 山 町	
713-5987	○ " 16	太 宰 府 町	大 刀 洗 町	粕 屋 町	
713-7019	○ " 17	那 珂 川 町	豊 前 市	高 田 町	

(注) 質疑等は予備電話を使用すること。

○印は学生アルバイトである。

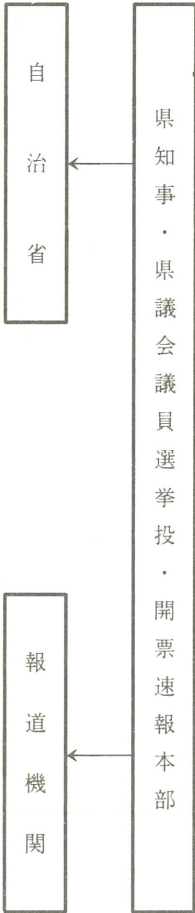
予備電話番号 713局7051、7083、7243、7275、7339、7371、7403、7435

翌日開票結果速報系統及び事務分担表

(4月9日)

総務班

集計班



担当事務	係	員
速報内容の調査照会 自治省報告発表 連絡調整	元前下瀬	村田川戸

担当事務	係	員
ゼロックス複写	満○	行学生

担当事務	係	員
速報の点検	江中中石長	頭島(田)島(秀)田崎
集計	内小御	藤林園
整理	吉築井	村地(哲)上
個票取り	横茨	山木

受信班

区分 本部 電話番号	担当者	市 区 町 名			
		第 1 班	第 2 班	第 3 班	第 4 班
713-5027	○ 学 生 1	桂 川 町	門 司 区		
713-5059	○ " 2	稲 築 町	小 倉 北 区		
713-5123	○ " 3	碓 井 町	小 倉 南 区		
713-5187	○ " 4	嘉 穂 町	若 松 区		
713-5315	○ " 5	筑 穂 町	八 幡 東 区		
713-5347	○ " 6	穂 波 町	八 幡 西 区		
713-5379	○ " 7	庄 内 町	戸 畑 区		
713-5411	○ " 8	穎 田 町	大 牟 田 市		
713-5475	○ " 9	山 田 市	久 留 米 市		
713-5507	○ " 10	甘 木 市	行 橋 市		
713-5539	中 島 颯	飯 塚 市	中 間 市	田 川 市	
713-5571	古 賀	福 岡 市 5 区			

(注) 質疑等は予備電話を使用すること。

○印は学生アルバイトである。

予備電話番号 713局5603、5667、5731、5763、5795、5891、5923、5955、5987、7019
7051、7083、7243、7275、7339、7371、7403、7435

開票結果報告審査事務分担表

(即日開票分)

(4月9日 9:00~16:00)

担 当 者	市 郡 名
原 田	直方市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 豊前市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市
藤 木	筑紫郡 柏屋郡
坂 本	宗像郡 遠賀郡
小 森	鞍手郡 朝倉郡
栗 田	糸島郡 浮羽郡 三井郡 三潁郡
川 原	八女郡 山門郡 三池郡
梅 野	田川郡
吉 田	京都郡 築上郡
備 考	翌日開票分の審査は4月10日午前11時まで

当日有権者見込数報告
投票結果速報
(投票者調)

昭和54年4月8日執行
福岡県知事選挙

転記		集計	
----	--	----	--

市(区)町村 (中間) 第 回 時 分現在
投票区 (結了) 時 分結了
開票区

区 分		男 女 別	男	女	計
昭和54年3月13日現在		(a)			
選挙人名簿登録者数					
昭和54年3月14日以降登録者数		(b)			
昭和54年3月14日以降抹消者数		(c)			
失格者数		(d)			
選挙当日の有権者見込数		(e)			
選挙当日の補正登録者数		(b')			
選挙当日の有権者数		(e')			
投票者数	当日投票者数	(ア)			
	不在者投票者数	(イ)			
	計 ((ア)+(イ))	(f)			
棄権者		(g)			
投票率 (f/e')(h)					
(f)の内	(1) 不在者投票中不受理又は拒否の決定を受けなかったものの数				
	(2) 点字投票数	()	()	()	
	(3) 代理投票数	()	()	()	
	(4) 仮投票数	()	()	()	
	(5) 不在者投票中不受理又は拒否の決定を受けたものの数				
備考					

1. 選挙当日の有権者見込数は(a)欄~(e)欄までを速報のこと。
2. 投票の中間速報は、(ア)・(h)欄($\frac{f}{e}$)のみを速報のこと。
3. 投票の結了報告は、(e)欄以下すべてについて速報のこと。
4. (f)の内(2)~(4)欄の()には、不在者投票にかかる数を内書きすること。

受信時刻 時 分

受信者 _____

発信者 _____

(第2号様式)

選挙当日有権者見

昭和54年4月8日執行
福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般

- (注) 1. 数字は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入すること。
2. 受信時間、受信者、発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

区分 市区町村名	(a) 昭和54年3月13日現在選挙人名簿登録者数			(b) 昭和54年3月14日以降登録者数		
	男	女	計	男	女	計

(第4号様式)

投票結果速
(中間)

昭和54年4月8日執行
選挙

区分 市区郡名 (投票区名)	(e) 選挙当日有権者見込数			(b') 選挙当日の補正登録者数			(e') 選挙当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
計									

(注) 中間速報における(h)欄(投票率)は $(\frac{f}{e} \times 100)$ として算出すること。

込 数 速 報 聞 取 用 紙

受信者	
発信者	
点検者	

受信時間 時 分

(c) 昭和54年3月14日以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 選挙当日有権者見込数 (a)+(b)-(c)-(d)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計

報 集 計 用 紙

結了)

中間速報 時 現在

結了報告 時 分結了 (集計責任者)

(f) 投 票 者 数			(g) 棄 権 者 数			(h) 投票率 $(\frac{f}{e} \times 100)$			(f)のうち(1)+(5) 不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第5号様式)

投票結果速

昭和54年4月8日執行

福岡県知事選挙

福岡県議会議員一般

- (注) 1. 数字は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入すること。
 2. 受信時間、受信者、発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

区分 市区町村名	(e) 選挙当日有権者見込数			(b') 選挙当日の補正登録者数			(e') 選挙当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第6号様式)

投票結果速

昭和54年4月8日執行

選挙

区分 市区町村名	(e) 選挙当日有権者見込数			(b') 選挙当日の補正登録者数			(e') 選挙当日有権者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計

市	計								
郡	(町村) 計								
県	計								

(注) 縦の点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

報 聞 取 用 紙

中間速報 第 回 時 分現在
 結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率 $(\frac{f}{e} \times 100)$			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

報 集 計 用 紙

了)

結了報告 時 分結了 (集計責任者

(f) 投票者数			(g) 棄権者数			(h) 投票率 $(\frac{f}{e} \times 100)$			(f)のうち(1)+(5)不在者投票者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

(第7号様式)

開 票 結 果 速 報 用 紙
(候 補 者 得 票 数)

昭和54年4月8日執行
福岡県知事選挙

受信者	
発信者	
点検者	

開票区

中間速報 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

届出順位	所属党派	候補者氏名	候補者得票数	
1	無所属	亀井 光		
2	無所属	つぼぬま寿義		
(イ) 候補者得票数の合計				
報告 この欄は開票終了の場合の確定 についてのみ必要である。	(ロ) 法第68条の2第1項の投票中按分不能のもの及び切り捨てられた投票数			
	(ハ) 有効投票数 (イ)+(ロ)			
	(ニ) 無効投票数			
	(ホ) 投票総数 (ハ)+(ニ)			
	(ヘ) 投票人総数			
備考				

(注) 点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

(第8号様式)

開 票 結 果 速 報 用 紙
(候 補 者 得 票 調)

昭和54年4月8日執行
福岡県議会議員一般選挙

受信者	
発信者	
点検者	

開票区

中間速報 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

届出順位	所属党派	候 補 者 氏 名	候 補 者 得 票 数	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
(イ) 候 補 者 得 票 数 の 合 計				
報告 この欄は開票結了の場合の確定 についてのみ必要である。	(ロ) 法第68条の2第1項の投票中按分不能のもの及び切り捨てられた得票数			
	(ハ) 有 効 投 票 数 (イ)+(ロ)			
	(ニ) 無 効 投 票 数			
	(ホ) 投 票 総 数 (ハ)+(ニ)			
	(ヘ) 投 票 人 総 数			
備 考				

(注) 縦の点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

(第9号様式)

開 票 結 果 速

(候 補 者

昭和54年4月8日執行

福岡県知事選挙

- (注) 1. 得票数は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入すること。
 2. 受信時間、受信者、発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

市区町村名	届出順位	1	2	(イ) 候補者得票数の 合 計	(ロ) 法第68条の 2第1項の投票 中按分不能のも の及び切り捨て られた投票数
	所属党派	無 所 属	無 所 属		
	候補者氏名	亀 井 光	つぼぬき 寿義		

(第10号様式)

開 票 結 果 速

(候 補 者

昭和54年4月8日執行 (選挙区)
 福岡県議会議員一般選挙 (定数 名)

- (注) 1. 得票数は点線の枠内に記入すること。また、縦の点線の右側は1,000未満の数字を記入すること。
 2. 受信時間、受信者、発信者(市区町村速報担当者)及び点検者の氏名を記入すること。

市区町村名	届出順位	1	2	3	4	5	6	7	8
	所属党派								
	候補者氏名								

報 聞 取 用 紙

得 票 調)

中間速報 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

(イ) 有 効 投 票 (イ) + (ロ)	(ニ) 無 効 投 票	(ホ) 投 票 総 数 (イ) + (ニ)	(ヘ) 投 票 人 総 数	(ト) 摘 要

報 聞 取 用 紙

得 票 調)

中間速報 第 回 時 分現在
結了報告 時 分結了

受信者	
発信者	
点検者	

9	10	11	(イ) 候 補 者 得 票 数 の 合 計	(ロ) 法第68条 の2第1項中 按分不能なも の及び切捨て られた投票数	(イ) 有 効 投 票 数 (イ) + (ロ)	(ニ) 無 効 投 票 数	(ホ) 投 票 総 数	(ヘ) 投 票 人 総 数	(ト) 摘 要

(第11号様式)

開票結果速報集計用紙 (即日開票・翌日開票)
(中間速報)

昭和54年4月8日執行
福岡県知事選挙

転記責任者	
集計責任者	
点検者	

第 回 時 分現在開票率 %

(市区郡集計用)

届出順位 所属党派 候補者氏名	1		2		候補者得票数の 合計
	無 亀井	属 光	無 つばぬま	属 義	
市区郡名					
市					
区					
計					
郡					
計					
県					
計					

(注) 縦の点線の右側は1,000未満の数を記入すること。

11 福岡県の戦後における各種選挙に関する調

(1) 衆議院議員選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
21. 4. 10 第 22 回				1,442,785			1,126,623
22. 4. 25 第 23 回		792,037	843,528	1,635,565	595,759	554,785	1,150,544
24. 1. 23 第 24 回		825,986	889,839	1,715,825	677,242	641,518	1,318,760
27. 10. 1 第 25 回		948,875	1,024,263	1,973,138	762,029	766,982	1,529,011
28. 4. 19 第 26 回		963,163	1,039,977	2,003,140	747,221	740,285	1,487,506
30. 2. 27 第 27 回		998,186	1,089,055	2,087,241	770,708	763,976	1,534,684
33. 5. 22 第 28 回		1,039,184	1,144,442	2,183,626	828,908	873,769	1,702,677
35. 11. 20 第 29 回		1,088,904	1,204,944	2,293,848	795,327	842,856	1,638,183
38. 11. 21 第 30 回		1,123,354	1,271,932	2,395,286	787,494	877,951	1,665,445
42. 1. 29 第 31 回		1,170,855	1,339,841	2,510,696	887,387	1,002,228	1,889,615
44. 12. 27 第 32 回		1,312,817	1,488,273	2,801,090	893,907	1,044,778	1,938,685
47. 12. 10 第 33 回		1,326,241	1,511,058	2,837,299	973,301	1,145,751	2,119,052
51. 12. 5 第 34 回		1,418,928	1,602,146	3,021,074	1,040,004	1,205,518	2,245,522

(2) 参議院議員選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数			
		男	女	計	男	女	計	
22. 4. 20 第 1 回		792,615	843,919	1,636,534	地	565,426	518,206	1,083,632
					全	565,443	518,208	1,083,651
25. 6. 4 第 2 回		872,027	931,792	1,803,819	地	660,712	606,880	1,267,592
					全	660,708	606,853	1,267,561
28. 4. 24 第 3 回		962,219	1,038,948	2,001,167	地	641,462	618,148	1,259,610
					全	641,403	618,087	1,259,490
31. 7. 8 第 4 回		1,002,349	1,100,666	2,103,015	地	643,174	615,079	1,258,253
					全	643,108	615,006	1,258,114
34. 6. 2 第 5 回		1,091,996	1,201,946	2,293,942	地	671,124	668,046	1,339,170
					全	671,019	667,932	1,338,951
37. 7. 1 第 6 回		1,093,311	1,231,676	2,324,987	地	741,947	796,821	1,538,768
					全	741,815	796,627	1,538,442
40. 7. 4 第 7 回		1,129,252	1,291,119	2,420,371	地	736,084	813,976	1,550,060
					全	735,985	813,900	1,548,885
43. 7. 7 第 8 回		1,213,245	1,388,031	2,601,276	地	836,670	965,601	1,802,271
					全	836,537	965,479	1,802,016
46. 6. 27 第 9 回		1,296,276	1,475,409	2,771,685	地	697,280	782,678	1,479,958
					全	697,272	782,691	1,479,963
49. 7. 7 第 10 回		1,335,279	1,543,440	2,898,719	地	998,388	1,162,998	2,161,386
					全	998,215	1,162,838	2,161,053
52. 7. 10 第 11 回		1,430,068	1,611,671	3,041,739	地	951,333	1,100,880	2,052,213
					全	951,073	1,100,664	2,051,737

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差 (男一女)	男	女	計	差 (男一女)
		78.09		78.52	66.97	72.08	11.55
75.22	65.77	70.35	9.45	74.87	61.60	67.95	13.27
81.99	72.09	76.86	9.90	80.74	67.95	74.04	12.79
80.30	74.89	77.49	5.41	80.46	72.76	76.43	7.70
77.58	71.18	74.26	6.40	78.35	70.44	74.22	7.91
77.20	70.14	73.52	7.06	79.95	72.06	75.84	7.89
79.77	76.35	77.97	3.42	79.79	74.42	76.99	5.37
73.04	69.95	71.42	3.09	76.00	71.23	73.51	4.77
70.10	69.02	69.53	1.08	72.36	70.02	71.14	2.34
75.79	74.80	75.26	0.99	74.76	73.28	73.99	1.48
68.09	70.20	69.21	△2.11	67.85	69.12	68.51	△1.27
73.39	75.82	74.69	△2.43	71.01	72.46	71.76	△1.45
73.30	75.24	74.33	△1.94	72.81	74.05	73.45	△1.24

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差 (男一女)	男	女	計	差 (男一女)
71.34	61.40	66.22	9.94	68.60	54.24	61.12	14.36
71.34	61.40	66.22	9.94	68.44	54.03	60.93	14.10
75.77	65.13	70.27	12.64	78.16	66.74	72.19	11.42
75.77	65.13	70.27	10.64	78.16	66.74	72.19	11.42
66.67	59.50	62.94	7.17	67.84	58.92	63.18	8.92
66.66	59.49	62.94	7.17	67.84	58.92	63.18	8.92
64.17	55.88	59.83	8.29	66.89	57.73	62.11	9.16
64.16	55.88	59.82	8.28	66.88	57.73	62.10	9.16
61.46	55.58	58.38	5.88	62.57	55.24	58.75	7.33
61.45	55.57	58.37	5.88	62.56	55.24	58.74	7.32
67.86	64.69	66.18	3.17	70.08	66.51	68.22	3.57
67.85	64.67	66.17	3.18	70.08	66.51	68.21	3.57
65.18	63.04	64.04	2.14	67.97	66.14	67.01	1.83
65.17	63.04	64.04	2.13	67.97	66.13	67.01	1.84
68.96	69.57	69.28	△0.61	68.89	68.98	68.94	△0.09
68.95	69.56	69.27	△0.61	68.89	68.97	68.93	△0.08
53.79	53.05	53.40	0.74	59.14	59.33	59.24	△0.19
53.79	53.05	53.40	0.74	59.13	59.33	59.23	△0.20
73.67	75.35	75.35	△1.68	72.74	73.64	73.20	△0.9
73.65	75.34	74.55	△1.69	72.73	73.63	73.20	△0.9
66.52	68.31	67.47	△1.79	67.66	69.27	68.49	△1.61
66.51	68.29	67.45	△1.78	67.65	69.26	68.48	△1.61

(3) 県知事選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
22. 第1回	4. 5	764,175	808,668	1,572,843	594,387	579,188	1,173,575
26. 第2回	4. 30	893,192	964,218	1,857,410	729,905	747,761	1,477,666
30. 第3回	4. 23	989,194	1,082,441	2,071,625	750,515	785,930	1,536,445
34. 第4回	4. 23	1,060,536	1,170,973	2,231,509	862,258	936,196	1,798,454
38. 第5回	4. 17	1,093,265	1,241,888	2,335,153	819,566	934,561	1,754,127
42. 第6回	4. 15	1,155,425	1,324,175	2,479,600	852,980	989,947	1,842,927
46. 第7回	4. 11	1,264,137	1,445,290	2,709,427	954,440	1,124,091	2,078,531
50. 第8回	4. 13	1,346,500	1,534,567	2,881,067	971,263	1,133,745	2,105,008
54. 第8回	4. 8	1,437,883	1,621,944	3,059,827	964,231	1,125,370	2,089,601

(4) 県議会議員選挙

回数	区分	選挙当日有権者数			投票者数		
		男	女	計	男	女	計
22. 第1回	4. 5	772,496	816,286	1,588,782	658,049	689,344	1,347,393
26. 第2回	4. 30	893,192	964,218	1,857,410	729,887	747,738	1,477,625
30. 第3回	4. 23	977,072	1,068,258	2,045,330	743,384	778,873	1,522,257
34. 第4回	4. 23	(18,969) 1,041,567	(20,553) 1,150,420	(39,522) 2,191,987	846,580	920,349	1,766,929
38. 第5回	4. 17	(63,376) 1,029,889	(71,954) 1,169,934	(135,330) 2,199,823	774,931	886,280	1,661,211
42. 第6回	4. 15	(134,491) 1,020,934	(159,417) 1,164,758	(293,908) 2,185,692	751,659	873,753	1,625,412
46. 第7回	4. 11	(103,389) 1,160,680	(121,647) 1,323,562	(225,036) 2,484,242	872,676	1,028,294	1,900,970
50. 第8回	4. 13	(130,877) 1,215,623	(150,821) 1,383,746	(281,698) 2,599,369	880,350	1,032,387	1,912,737
54. 第9回	4. 8	(358,808) 1,079,075	(412,393) 1,209,551	(771,201) 2,288,626	738,578	866,017	1,604,595

- (注) 1. () 書は無投票選挙区の外書であって、投票率から除外している。
2. 補欠選挙にかかるものは除いた。

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差 (男-女)	男	女	計	差 (男-女)
77.78	71.62	74.61	6.16	77.69	66.50	71.85	11.19
81.72	77.55	79.56	4.17	84.49	80.85	82.58	3.64
75.87	72.61	74.17	3.26	76.93	72.91	74.85	4.02
81.30	79.95	80.59	1.35	79.40	77.17	78.25	2.23
74.96	75.25	75.12	△0.29	74.56	74.67	74.62	△0.11
73.82	74.76	74.32	△0.94	67.81	69.53	68.70	△1.72
75.50	77.78	76.71	△2.28	70.73	73.24	72.01	△2.51
72.13	73.88	73.06	△1.75	70.72	73.06	71.92	△2.34
67.06	69.38	68.29	△2.32	62.93	65.18	64.08	△2.25

投 票 率 (%)				全 国 平 均 投 票 率 (%)			
男	女	計	差 (男-女)	男	女	計	差 (男-女)
85.18	84.44	84.81	0.74	83.36	80.07	81.65	3.29
81.72	77.55	79.55	4.17	84.89	81.26	82.99	3.63
76.08	72.91	74.43	3.17	79.07	75.56	77.24	3.51
81.28	80.00	80.61	1.28	80.43	78.61	79.48	1.82
75.24	75.75	75.52	△0.51	76.70	76.99	76.85	△0.29
73.62	75.02	74.37	△1.40	70.72	72.17	71.48	△1.45
75.19	77.69	76.52	△2.50	71.80	73.99	72.94	△2.19
72.42	74.61	73.58	△2.19	72.81	75.00	73.94	△2.19
68.45	71.60	70.11	△3.15	67.90	70.50	69.24	△2.6

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(昭和53年10月3日閣議決定)
第85国会にて可決成立

(選挙期日)

第1条 昭和54年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては昭和54年4月8日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月22日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和54年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第1項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項若しくは第3項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和54年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日前10日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項若しくは第3項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項及び第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならない。

- 1 都道府県知事の選挙 昭和54年3月14日
- 2 指定都市の長の選挙 昭和54年3月19日
- 3 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙
昭和54年3月27日
- 4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙
昭和54年4月12日
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙
昭和54年4月15日

(同時選挙)

第3条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員及び長の選挙並びに当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第4条 第1条の規定により昭和54年4月8日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、当該選挙が行われる区域）の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月22日に行われる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第68条第2号（同法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第86条第9項の規定の適用については、同法第87条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に関する寄附等の禁止期間)

第5条 第1条第1項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の5の規定を適用する場合には、同条第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(共済給付金の特例)

第6条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員が第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和54年3月27日から同月31日までの間に退職した場合又は当該期間内に当該公職の候補者としての届出（推薦届出を含む。）がされたことにより公職選挙法第90条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であって、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第158条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日（その日が昭和54年4月8日以後であるときは、同月7日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(政令への委任)

第7条 第2条から前条までに規定するもののほか、第1条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

政令第365号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和53年法律第100号）第6条及び第7条の規定に基づき、この政令を制定する。

(投票に関する規定の適用の特例)

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第1条の規定により行われる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙（以下「指定都市の選挙」という。）並びに指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙（以下「都道府県の選挙」という。）のうち3以上の選挙を法第3条の規定により

同時に行う場合には、当該指定都市の選挙管理委員会は、その定めるところにより、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第123条第1項の規定にかかわらず、投票所とすべき施設が狭いためその施設においてこれらの選挙の投票を行うことが適当でない投票区については、同項（投票に関する部分に限る。）の規定を当該指定都市の選挙又は当該都道府県の選挙ごとに適用することができる。

（任意制ポスター掲示場、任意制立会演説会及び任意制選挙公報に関する規定の適用の特例）

第2条 法第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員の選挙及び指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選

挙については、公職選挙法第144条の4、第160条の2及び第172条の2の規定にかかわらず、これらの規定のうちいずれか1の規定に限り、適用する。この場合において、いずれの規定を適用するかは、それぞれ当該指定都市又は当該都道府県の議会の議決によって定めるものとし、当該議会の議決は、昭和54年3月10日までにしなければならない。

（選挙人名簿に関する規定等の適用の特例）

第3条 法第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

公職選挙法第22条第2項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和53年法律第100号）第1条（選挙期日）の規定により行われる選挙のうち、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については昭和54年3月12日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在）により同月13日に、その他の選挙については同年4月10日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在）により同月11日に
公職選挙法第23条第1項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間	当該登録をした日の翌日から5日間
公職選挙法第86条第7項	第33条（長の選挙）第5項、第34条（その他の選挙）第6項又は第119条（同時選挙）第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条（選挙期日）第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号	任期が終わる日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和53年法律第100号）第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第49条の2第1項及び第127条の3	法第33条第5項、法第34条第6項又は法第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項第1号（同令第99条、第100条、第110条、第116条及び第121条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第3条第1項において準用する場合を含む。）	任期満了	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和53年法律第100号）第1条第1項に規定する選挙の期日

2 公職選挙法第120条第2項及び第121条の規定は、法第3条第2項の規定により指定都市の選挙及び都道府県の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

（共済給付金の特例）

第4条 法第6条に規定する政令で定める場合は、同条に規定する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員を退職した場合又は当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合において、当該市町村の議会の議員であった者（昭和54年3月31日以前に死亡した者を除く。）が当該市町村の議会の議員の任期満了の日（その日が同年4月8日以後であるときは、同月7日）まで引き続き当該議員として在職したものとみなしたならば、その者に係る年金である共済給付金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第158条に規定する共済給付金をいう。以下同じ。）を新たに支給すべきこととなる場合、その者に係る年金である共済給付金の額の算定の基礎とな

るべき在职期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）が1年を増すこととなる場合又はその者に係る1時金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき在职期間が3年、4年1月若しくは8年1月となる場合とする。

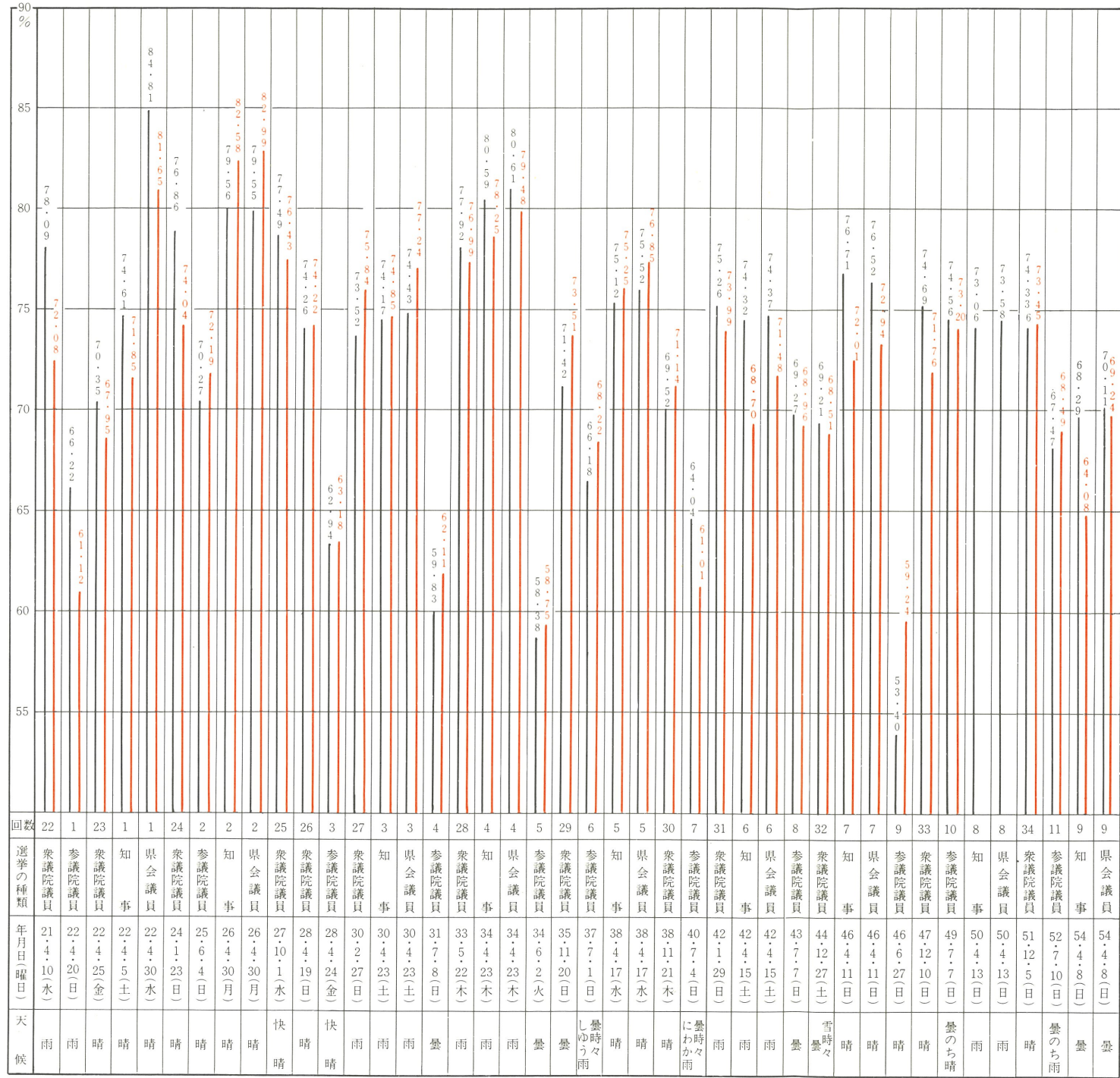
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

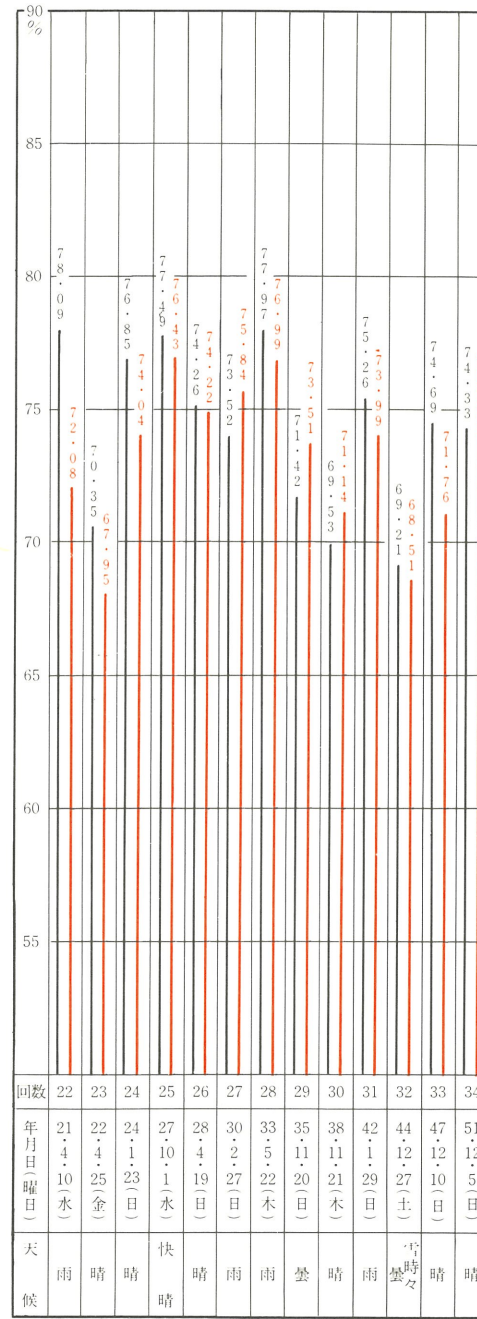
理 由

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、同時選挙の場合における投票に関する規定の適用の特例その他公職選挙法の特例を定める等の必要があるからである。

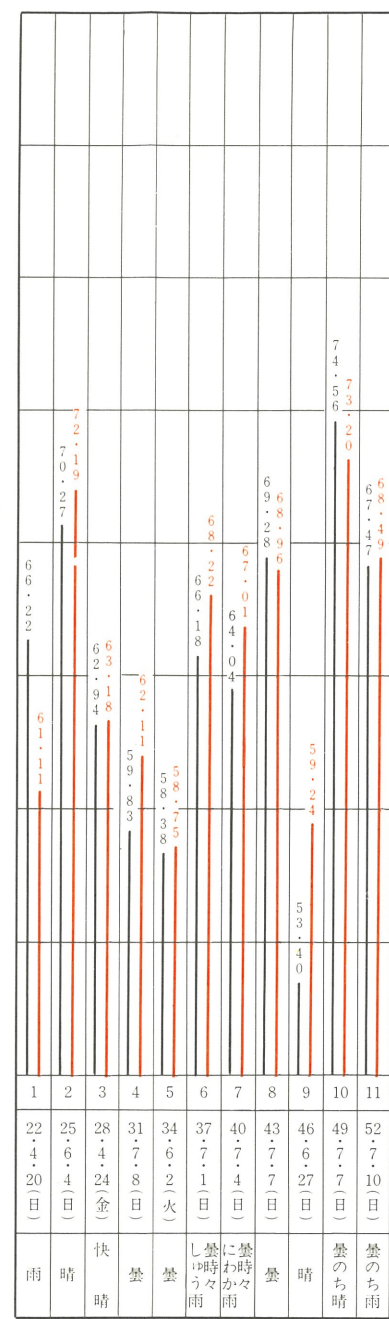
投票率の推移



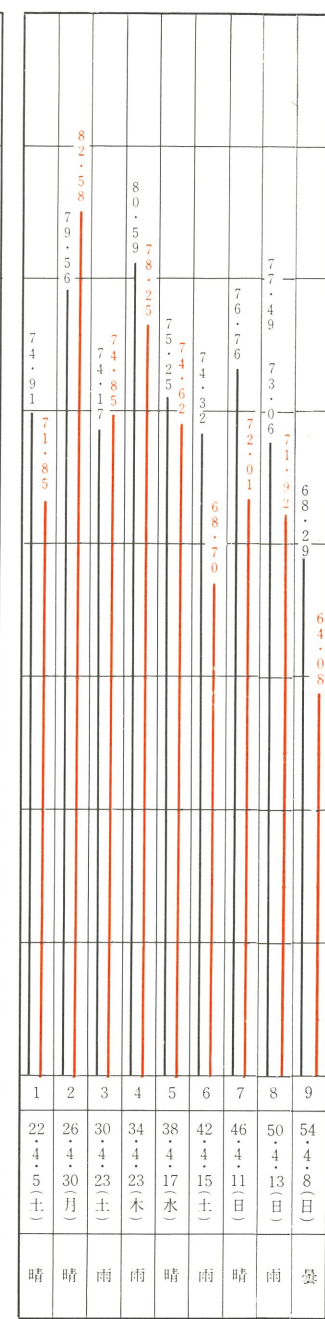
衆議院選挙



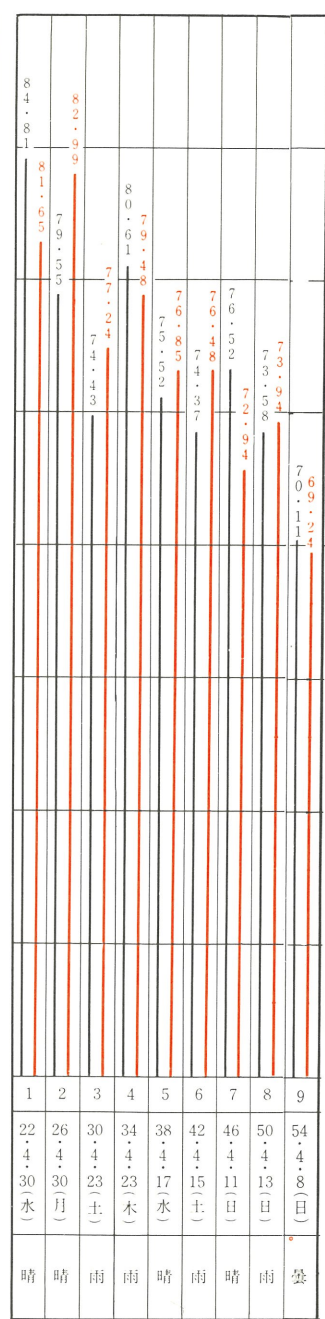
参議院選挙



知事選挙



県議会議員選挙



各グラフをみるときの注意

1. 図中(左側)は福岡県平均(右側)は全国平均を示す。
2. 図に表わした各種選挙には再選挙補欠選挙等は含まれていない。
3. 参議院議員選挙の投票率は地方区選出議員選挙の投票率である。
4. 県議会議員選挙で無投票当選となった選挙区は含まれていない。
5. 知事、県議会議員選挙の全国平均は、統一地方選挙の際におけるものである。
6. 選挙当日の天候は福岡市における6:00から18:00までのものである。